



### 【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。  
多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染  
のリスクがあります。当日の来場に関しては、  
感染の回避のため自粛をご検討ください。

ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

# 第58期 定時株主総会 招集ご通知

2019年3月1日から2020年2月29日まで

- 株主総会参考書類  
招集ご通知添付書類
- 事業報告
  - 連結計算書類
  - 計算書類
  - 監査報告

### 開催情報

日時：2020年5月28日（木曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：静岡県浜松市中区東伊場一丁目3番1号  
グランドホテル浜松 2階 鳳中の間



マックスバリュ東海株式会社

証券コード：8198



議決権行使が簡単に！

「スマート行使<sup>®</sup>」対応

スマートフォンからQR  
コード<sup>®</sup>を読み取ること  
で、議決権を簡単にご  
行使いただけます。

## 新型コロナウイルス感染拡大を受けた株主総会ご来場の自粛検討 及び書面・インターネット等での議決権行使のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外で続いております。株主さまの安全を第一に考えますと、屋内の閉鎖空間で多人数が近距離で一定時間いることは感染リスクを高めることから、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせいただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。とくに、感染による影響が大きいとされる高齢者や基礎疾患のある株主さま、妊娠中の株主さまにおかれましては、感染の回避のため、ご来場を見合わせいただくことを強くお勧めいたします。また、健康な方におかれましても、症状が現れていないだけという可能性もございますので、自他双方の感染予防の観点から慎重にご判断ください。

何卒ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 来場される株主さまへ

①体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合がございます。

・体調のすぐれない方、特に発熱されている方は、出席をお控えください。

37.5℃以上の発熱など体調不良と判断した場合は、入場をお断りする場合がございます。

②マスクの着用などご自身及び周囲の感染予防のご配慮を徹底していただくようお願いします。

・会場入口にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力ください。

・運営スタッフはマスク着用で対応をさせていただきます。

③その他感染予防のための追加措置を講じる場合がございますので、その際はご協力ください。

④お土産の配布はございません。

### 2. 株主の皆さまへ

議決権行使は、書面またはインターネット等での行使が可能ですのでご活用ください。

なお、今後の感染拡大の状況や政府の発表内容等により、感染予防及び拡散防止のための対応内容を変更する場合がございます。その際は当社ウェブサイト (<https://www.mv-tokai.co.jp>) に掲載いたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

証券コード 8198  
2020年5月8日

株主の皆さまへ

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1  
**マックスバリュ東海株式会社**  
代表取締役社長 神尾 啓 治

## 第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年5月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年5月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中区東伊場一丁目3番1号  
グランドホテル浜松 2階 鳳中の間

（当社は2019年11月1日をもって、本店を静岡県駿東郡長泉町から静岡県浜松市に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 目的事項  
報告事項 1. 第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第58期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件              |
| 第2号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）の報酬改定の件  |
| 第3号議案 | 監査役（非常勤監査役を除く。）の報酬改定の件 |

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.mv-tokai.co.jp/ir/settlement\\_public](https://www.mv-tokai.co.jp/ir/settlement_public)）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.mv-tokai.co.jp/ir/settlement\\_public](https://www.mv-tokai.co.jp/ir/settlement_public)）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。

・連結計算書類の連結注記表・計算書類の個別注記表

## 議決権行使に関するお願い

### A 当日ご出席の場合



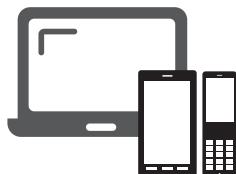
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

### B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年5月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

### C インターネット等による議決権の行使の場合



最終ページをご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2020年5月27日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効とします。

## 目次

招集ご通知 .....	2
株主総会参考書類 .....	4
(添付書類)	
事業報告 .....	14
連結計算書類	
連結貸借対照表 .....	41
連結損益計算書 .....	42
連結株主資本等変動計算書 .....	43
計算書類	
貸借対照表 .....	44
損益計算書 .....	45
株主資本等変動計算書 .....	46
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 .....	47
会計監査人の監査報告 .....	49
監査役会の監査報告 .....	51

ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては社外取締役3名を含む8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### ■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当（※1）	第58期の取締役会 への出席状況 （※2、3）
1	神尾啓治	代表取締役社長 兼 社長執行役員 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	19回／19回
2	山田憲一郎	取締役 兼 常務執行役員 営業本部長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	19回／19回
3	作道政昭	取締役 兼 執行役員 商品本部長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	10回／10回
4	高橋誠	取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	19回／19回
5	二上芳彦	執行役員 人事総務本部長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	-
6	中西安廣	社外取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	19回／19回
7	立石雅世	社外取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	19回／19回
8	矢部謙介	社外取締役 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	10回／10回

※1 上記の取締役候補者の地位及び担当は、2020年5月8日現在のものです。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員候補者

※2 作道政昭氏及び矢部謙介氏の取締役会への出席状況については、2019年9月1日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

※3 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

# 1 神尾 啓治

再任

生年月日	1957年7月11日	所有する当社の株式数	28,250株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年3月 当社入社 1998年2月 当社営業コーディネーター部長 2001年9月 当社八幡町店店長 2003年3月 当社商品統括部デイルーマネージャー 2004年3月 当社店舗統括本部長 2004年5月 当社取締役 2006年9月 当社商品統括本部長 2008年5月 当社常務取締役 2009年3月 当社ステーブル商品統括本部長 2011年3月 当社営業担当兼商品統括本部長 2011年5月 当社商品統括本部長 2013年5月 当社代表取締役社長（現） 2019年5月 当社社長執行役員（現）		
取締役候補者の選任理由	神尾啓治氏は2013年5月に当社代表取締役に就任して以来、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮し、経営の最高責任者として全従業員に対して強いリーダーシップを執っていること及び取締役会議長として取締役会の運営に適切な役割を果たしていることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	神尾啓治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

# 2 山田 憲一郎

再任

生年月日	1961年6月10日	所有する当社の株式数	15,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 1996年4月 当社二宮店店長 2002年2月 当社店舗運営部マネージャー 2005年3月 当社店舗運営部長 2007年3月 当社人事教育部長 2009年3月 当社人事総務本部長 2009年5月 当社取締役（現） 2012年3月 当社人事本部長兼人事部長 2013年5月 当社営業サポート本部長兼CS推進部長 2014年4月 当社営業統括本部長 2015年3月 当社商品統括本部長 2017年5月 当社常務取締役 2019年5月 当社常務執行役員（現） 2019年9月 当社営業本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	山田憲一郎氏は2009年5月に当社取締役に就任して以来、人事、総務、営業、商品政策部門の執行責任者を歴任し、これまでの豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	山田憲一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

つくり みち まさあき  
3 作 道 政 昭

再任

生年月日	1969年6月27日	所有する当社の株式数	1,534株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年3月 北陸ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2013年3月 マックスバリュ中部株式会社（現 当社）第2営業部長 2014年3月 同社営業本部第3・第4営業部長 2014年9月 同社営業本部副本部長兼業務改革担当 2015年3月 同社商品本部長 2015年5月 同社取締役兼執行役員 2017年9月 同社マックスバリュ事業本部長 2019年9月 当社取締役（現） 2019年9月 当社執行役員（現） 2019年9月 当社商品本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	作道政昭氏は2019年9月に当社取締役に就任して以来、商品政策部門の執行責任者を務め、営業・商品等の業務や経営に対する豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	作道政昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

たかはし まこと  
4 高 橋 誠

再任

生年月日	1961年7月4日	所有する当社の株式数	4,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1985年3月 当社入社 2002年3月 当社福田店店長 2007年9月 当社内部統制構築タスクチームリーダー 2009年3月 当社内部統制部長 2012年3月 当社コンプライアンス部長 2013年6月 当社経営監査室長 2014年4月 当社経営管理本部長（現） 2016年5月 当社取締役（現） 2019年5月 当社執行役員（現）		
取締役候補者の選任理由	高橋誠氏は2016年5月に当社取締役に就任して以来、経営管理部門の執行責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	高橋誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 5 にかみ よしひこ 二上 芳彦

新任

生年月日	1968年7月29日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2008年5月 同社B S業務部マネージャー 2009年8月 イオンアイビス株式会社B S業務部マネージャー 2011年9月 イオン株式会社グループ人事部新人事システム構築プロジェクトリーダー 2016年4月 イオンアイビス株式会社B S業務部長 2020年3月 当社執行役員（現） 2020年3月 当社人事総務本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	二上芳彦氏はイオングループ企業の人事労務管理に長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、それらの経験及び見識により取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、新たに当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	二上芳彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 二上芳彦氏の上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社イオン株式会社及びその子会社における過去5年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。

生年月日	1948年7月5日	所有する当社の株式数	750株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1967年4月 協同飼料株式会社（現フィード・ワン株式会社）入社 1977年5月 米久株式会社入社 1988年5月 同社取締役 2001年5月 同社常務取締役 2006年5月 同社取締役常務執行役員 2008年5月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2010年5月 同社取締役専務執行役員営業本部長 2014年5月 同社顧問（非常勤） 2015年6月 株式会社あみやき亭社外取締役（現） 2016年5月 当社社外取締役（現）		
社外取締役候補者の選任理由	中西安廣氏は米久株式会社の経営に長年にわたって携われ、その中で培われた経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、2016年5月に当社社外取締役に就任して以来、取締役会において積極的に意見をいただくとともに、監査役会とも密接な情報連携をはかるなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。引続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。		
特別の利害関係	中西安廣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 中西安廣氏が兼職している株式会社あみやき亭と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 当社は、中西安廣氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、中西安廣氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、中西安廣氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

# たていし まさよ 7立石 雅世

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1953年10月31日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年3月 弁護士登録(静岡県弁護士会) 1986年3月 立石法律事務所開設 2015年5月 弁護士法人立石塩谷法律事務所社員弁護士(現) 2016年5月 当社社外取締役(現)		
社外取締役候補者の選任理由	立石雅世氏は弁護士としての豊富な経験と専門的な知見を有し、2016年5月に当社社外取締役に就任して以来、取締役会において積極的に意見をいただくとともに、監査役会とも密接な情報連携をはかるなど、社外取締役として重要な役割を果たしております。引続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。		
特別の利害関係	立石雅世氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、立石雅世氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、立石雅世氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、立石雅世氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

# 8 や べ けんすけ 矢部 謙介

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1972年12月16日	所有する当社の株式数	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年4月	株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社	
	1999年7月	同社コンサルタント	
	2002年1月	株式会社ローランド・ベルガー シニアコンサルタント	
	2003年1月	同社プロジェクト・マネージャー	
	2008年4月	名古屋商科大学会計ファイナンス学部准教授	
	2010年4月	同大学商学部教授	
	2011年4月	中京大学経営学部准教授	
	2016年4月	同大学経営学部教授	
	2018年5月	マックスバリュ中部株式会社（現 当社）社外取締役	
	2019年9月	当社社外取締役（現）	
	2020年4月	中京大学国際学部教授（現）	
社外取締役候補者の選任理由	矢部謙介氏は企業の経営戦略構築、中期経営計画策定支援など経営コンサルティング業務に従事された後、大学の教授を務められております。それらの豊富な経験と幅広い見識に基づき、2019年9月に当社社外取締役に就任して以来、当社の持続的な企業価値の向上に向けて当社グループの経営及びガバナンス体制に対する監督機能を発揮していただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外に会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって9か月となります。		
特別の利害関係	矢部謙介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 当社は、矢部謙介氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、矢部謙介氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、矢部謙介氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は引続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）の報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年5月24日開催の第45期定時株主総会において、年額3億1千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいておりますが、当社の取締役のうち社外取締役を除く取締役に対し、同金額の範囲内で、金銭でない報酬を付与することにつきご承認をお願いいたしたく存じます。

当社は、2019年9月1日付でのマックスバリュ中部株式会社との吸収合併により7県に跨る広域エリアに展開する企業となったこと及び2019年11月1日付での本店移転を行ったことに伴い、取締役の業務執行を迅速かつ円滑に行うことを目的として、当該取締役に社宅を提供いたします。提供する社宅は一般標準的な社宅とし、会社が社宅として借り上げる総賃借料と、会社が社宅料として取締役より徴収する総額の差額を金銭でない報酬としてご承認をお願いいたしたく存じます。当該差額合計額は3,100万円以内とし、金銭報酬と非金銭報酬とを合わせた報酬等の年額は3億1千万円以内といたしたく存じます。

なお、本報酬の付与対象となる取締役（社外取締役を除く。）は現在6名ですが、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名となります。

## 第3号議案 監査役（非常勤監査役を除く。）の報酬改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2007年5月24日開催の第45期定時株主総会において、年額4,200万円以内としてご承認をいただいておりますが、当社の監査役のうち非常勤監査役を除く監査役に対し、同金額の範囲内で、金銭でない報酬を付与することにつきご承認をお願いいたしたく存じます。

当社は、2019年9月1日付でのマックスバリュ中部株式会社との吸収合併により7県に跨る広域エリアに展開する企業となったこと及び2019年11月1日付での本店移転を行ったことに伴い、円滑かつ充実した監査業務を行うことを目的として、当該監査役に社宅を提供いたします。提供する社宅は一般標準的な社宅とし、会社が社宅として借り上げる総賃借料と、会社が社宅料として監査役より徴収する総額の差額を金銭でない報酬としてご承認をお願いいたしたく存じます。当該差額合計額は420万円以内とし、金銭報酬と非金銭報酬とを合わせた報酬等の年額は4,200万円以内といたしたく存じます。

なお、本報酬の付与対象となる監査役（非常勤監査役を除く。）は現在1名であります。

以上

## <取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針>

- (1) 取締役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、取締役会で決定しております。
- ① 当社の企業理念、経営方針に対する理解があること。
  - ② 取締役会の議案審議に必要な知識と経験を有し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な知見を有すること。
  - ③ 経営感覚及びリーダーシップに優れていること。
  - ④ 取締役にあふさわしい人格及び見識を有し、心身ともに健康であること。
- (2) 監査役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で取締役会にて決定しております。
- ① さまざまな分野における豊富な知識と経験を有し、会計に関する適切な知見を有しているものが1名以上とすること。
  - ② 中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保できること。
  - ③ コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること。

## <社外役員の独立性基準>

マックスバリュ東海株式会社(以下「当社」という)は当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員(社外取締役及び社外監査役)が十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は当社における社外役員(その候補者を含む)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者を含む)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者。(注1)
- (2) 当社の議決権の10%以上の議決権を保有する株主、またはその業務執行者。
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者。
  - ① 当社の主要な取引先。(注2)
  - ② 当社の主要な借入先。(注3)
  - ③ 当社の議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主。
- (4) 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士。

- (5) 当社から多額(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家及び、そのものが法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属するもの。
- (6) 当社から多額(注4)の寄付を受けているもの。
- (7) 社外役員の相互就任関係(注5)となる他の会社の業務執行者であるもの。
- (8) 近親者(注6)が上記(1)から(7)までのいずれか((4)から(5)までを除き重要な業務執行者(注7)に限る)に該当するもの。
- (9) 最近において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していたもの。
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められるもの。

(注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずるもの及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)、及び過去10年間に当社グループに所属していた業務執行者をいう。

(注2) 主要な取引先とは、当社の売上高等の相当部分を構成する商品等の仕入先、また、当社に対する売上高等が、同社の売上高等の相当部分を構成する取引先をいう。

(注3) 主要な借入先とは、当社の事業年度末において総資産の相当部分を構成する貸付残高を有する借入先をいう。

(注4) 多額とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。

(注5) 相互就任関係とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

(注6) 近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

(注7) 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

## (添付書類)

# 事業報告

(2019年3月1日から  
2020年2月29日まで)

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調が続いているものの、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により国内外の経済に甚大な影響が懸念されるなど、先行きの不透明な状況が続いております。食品スーパーマーケット業界におきましても、消費税増税後の購買動向の変化、キャッシュレス還元施策に伴う業種・業態を超えた競争の一層の激化、少子高齢化の進行と人件費の高騰など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループは、2019年9月1日にマックスバリュ中部株式会社と経営統合し、「地域との共生を最も真剣に考える企業」を目指すべく、環境変化への対応と地域密着経営の更なる推進という経営課題に取り組んでまいりました。

#### [国内事業]

国内事業におきましては、朝9時や夕方・夜間の時間帯における品揃えの最適化、地域に根ざした「じもの」商品の拡充、食べきりや使いきりに適した小容量・バラ販売の品揃えなど、多様化するニーズや環境変化に対応した取組みを継続するとともに、お客さま視点での接客や親しみのある挨拶の強化など、お客さま満足度の向上に取り組んでまいりました。経営統合後におきましては、7県に拡大した店舗展開エリアを4つの事業部に編成し、各事業部がそれぞれの地域特性に応じた店舗運営に努め、地域密着経営の更なる強化を図るとともに、各事業部の有する強みを共有してまいりました。

また、消費税増税後の購買動向の変化への対応として、「統合記念セール」を積極的に展開し、魅力ある商品をお求めやすい価格で提供することに努めたほか、かつての両社で実施していた「火・水曜日」や「スーパーマックスデー」の対象店舗を拡大し、「お客さま感謝デー」や「すこやかカメさんデー」と共に、得意日の強化に取り組んでまいりました。キャッシュレス決済推進への対応としては、当社展開エリアにおける「ご当地WAON」（電子マネー）の新規入会キャンペーンを実施し、新たな会員獲得に取り組んだほか、現金ポイントカードからWAONへの切替えを推奨してまいりました。

#### (商品部門別の動向)

商品面での取組みといたしまして、経営統合を記念したオリジナル商品・増量商品・特価商品を重点的に販売するなど、統合のメリットを活かした商品展開に取り組むとともに、プロセスセンターを活用した商品供給の強化と店舗業務の効率化に努めてまいりました。また、地元学生考案による旬の食材や栄養バランスに配慮した弁当の商品化や、地元業者さまとの協働による当社オリジナ

ル商品の開発など、「おいしい」「じもの」「健康」を軸に地域と連携した当社ならではの商品施策の強化に継続的に取り組んだほか、静岡県浜松市への本社移転を機に、12月には浜松市産業部産業振興課さま主催による地元企業さまとの個別商談会に参加し、新たな「じもの」商品の選定を進めてまいりました。

#### 当社の商品部門別売上高の状況

商 品		売上高（百万円）	構 成 比（％）	前 期 比（％）
部	農 産	31,109	11.9	114.2
	水 産	16,985	6.5	119.6
	畜 産	22,342	8.6	113.7
	フ ー ド	32,271	12.3	122.4
	デ ィ リ ー	65,311	25.0	121.1
	グ ロ サ リ ー	79,342	30.3	119.8
	食 品 計	247,362	94.6	119.1
門	ノ ン フ ー ド	13,427	5.1	124.3
	そ の 他	790	0.3	97.2
	合 計	261,580	100.0	119.3

（注）フードは、惣菜、寿司、ベーカリー等、デイリーは日配品、グロサリーは加工食品、ノンフードは衣料及び住居関連、その他は催事等であります。

このほか、部門の垣根を超えた従業員同士の協力により業務の効率化を図る「多能工」の取り組みや、コミュニティ従業員を中心とした委員会活動の事例など、各施策における好事例の共有と水平展開による店舗運営の強化を図るとともに、自社アプリを経営統合後の全店舗対応にリニューアルを行うなど、販促面での強化にも取り組んでまいりました。

これらの取り組みの結果、第4四半期における既存店の売上高は前年同期比102.7%、通期では100.4%と堅調に推移いたしました。

#### （教育体制）

経営統合前の両社からメンバーを選抜し、次世代育成に重点をおいた「次期店長候補者研修」及び「Next10（若手人材発掘）」の講座を実施いたしました。経営統合に伴い、全従業員に配布するハンドブックの整備を行い、企業理念・環境活動・社内用語等の周知を進めてまいりました。また、両社の技術認定試験制度を統一するため、外部コンサルタントを導入し、試験項目及び手順書・評価表の改修に取り組みました。更には、9月～10月にかけて全社員試験を実施し、全員が継続的に学ぶ環境づくりを推進しております。

#### （環境保全・社会貢献活動）

お客さまと同じ地域社会の一員として、店舗を通じて直接お客さまと接することができる事業特性を活かしつつ、様々な環境保全・社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。

- ・富士山（世界文化遺産）の環境保全や美化活動の取組み

富士山の環境保全、美化活動をテーマにした取組みとして、「富士山ありがとうキャンペーン」活動や「しずおか富士山WAON」の寄付、「富士山環境保全募金」を行っております。「富士山ありがとうキャンペーン」における寄付金として「静岡県富士山後世継承基金」に対し、富士山の環境保全に関わる活動に利用していただくための寄付金の贈呈を行っております。

- ・駿河湾の環境保全の取組み

2019年10月10日に駿河湾をデザインした商品5種類を新発売し、7種類の商品を再発売いたしました。駿河湾をデザインした商品は、駿河湾に面する11市町のいずれかで製造されており、同11市町にゆかりのある企業さまと、「静岡県が誇る駿河湾を未来に繋げるため」という共通の想いのもと共同にて開発したものです。これは、その売上の一部を「駿河湾を守るための活動」にお役立ていただくという、地域循環型の取組みでもあります。この想いにご賛同いただいたお取引先さまは21社となり、累計32種類（限定商品含む）の「駿河湾デザイン商品」の発売にいたっております。

- ・「ちゃんごはん」活動の取組み

「ちゃんごはん」は、おいしい食卓をご提供することを通して、お客さまの健康生活に貢献する取組みです。主な内容として、旬の食材や季節、歳時に合わせた「ちゃんごはんレシピ」の提案、栄養バランスを考慮し地元大学と共同開発したマックスバリュオリジナルの「ちゃんごはん弁当」の販売を行いました。

- ・健康増進及び食育推進に関する取組み

「健康的な生活」や、子供たちに「食材への興味」「食の大切さ」を伝えるための「お魚講座」など食育講座を計70回、延べ2,947名の方々にご参加いただき開催いたしました。また、「産地ふれあい親子収穫体験ツアー」を店舗近隣の幼稚園児とその保護者を対象とし、計6回開催するなど、お客さまに食を通じた「健康」「安全・安心」をご提案する活動に取り組んでおります。

- ・地域貢献活動への取組み

地域のお客さまの健康意識向上と食育を併せた健康キャンペーンの取組みとして、今年度は三島市、松崎町など13市5町の協力を得て、地域のお客さま、行政、従業員の3者によるイベントを計26回、延べ1,557名の方々のご参加をいただき開催しました。

- ・店頭リサイクル活動による車椅子寄贈への取組み

お客さまにとっても身近な環境保全活動である店頭における牛乳パック・アルミ缶などの回収活動にも継続的に取り組んでおります。牛乳パック・アルミ缶の売却による収益金の一部を利用して、車椅子を社会福祉協議会に対し計86台（累計1,270台）寄贈しました。

・ご当地WAONカードを活用した地域貢献の取組み

「しずおか富士山WAON」「やまなし富士山WAON」「出世城浜松城WAON」「富士宮やきそばWAON」「世界遺産韮山反射炉WAON」「あいち三英傑WAON」「防災・減災都市なごやWAON」「伊勢志摩WAON」「熊野古道伊勢路WAON」の9種類のご当地WAONを発行しています。お客さまのご利用金額の0.1%を当社が各自治体等に寄付し、地域の活性化にお役立ていただいております。

(店舗開発)

2019年4月10日に締結した当社とイオンビッグ株式会社との吸収分割契約に基づき、7月1日付でディスカウントストア業態であるザ・ビッグ35店舗をイオンビッグ株式会社へ移管したとともに、9月1日付でのマックスバリュ中部株式会社との経営統合により、統合時の店舗数は225店舗、店舗展開エリアは静岡県、愛知県を中心に7県に拡大いたしました。

下半期におきましては、11月にマックスバリュ四日市泊店（三重県四日市市）、マックスバリュ大津京店（滋賀県大津市）、12月にマックスバリュウエルディ長泉店（静岡県駿東郡長泉町）の3店舗の新店を開業いたしました。マックスバリュ四日市泊店とマックスバリュ大津京店では、旬の色鮮やかな果物で視覚を、試食販売で味覚を、出来たて・おすすめ商品のご案内で聴覚を刺激するなど、「おいしい」情報発信の充実を通じて楽しいお買い物空間をご提供するファン・トゥ・ショップモデルの構築を目指しております。マックスバリュウエルディ長泉店では、水産部門における沼津港直送の新鮮な丸魚の品揃えや、デリカ部門における本格中華やおかずバイキングの展開など、幅広いお客さまニーズに対応した品揃えに取り組んでおります。この他、店舗建替えによる1店舗の一時閉鎖や、経営の効率化を図るべく2店舗の閉鎖を行いました。

これらの結果、国内事業における店舗数は静岡県100店舗、愛知県48店舗、三重県46店舗、滋賀県6店舗、岐阜県8店舗、神奈川県16店舗、山梨県1店舗の計225店舗となりました。

### 〔連結子会社〕

中国事業におきましては、米中貿易摩擦などを起因とするGDP成長鈍化とITを活用した生活行動の変化（オンライン販売や決済のキャッシュレス化の定着等）に対応すべく、品揃え及び価格体系の見直しと業務改革に取り組みました。イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司では、近隣商圈の高頻度来店率を基点とした生鮮・日配品強化による客数増、ネット販売の強化、スマホ決済型のセルフレジ導入を進めてまいりました。また、人時効率化と電気料等の削減による販売管理費の削減が寄与し、営業利益が改善となりました。イオンマックスバリュ（江蘇）商業有限公司では、高まる価格志向に対応する看板商品を強化するとともに、ネット販売拡大と店舗改装に取り組んでまいりました。中国事業における店舗数は9店舗（イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司7店、イオンマックスバリュ（江蘇）商業有限公司2店）となりました。

デリカ食品株式会社におきましては、親会社の経営統合をフォローの風ととらえ、高まる品質管理要求への組織的対応を推進し、同時に新規商品の開発を進め旧マックスバリュ中部の名物商品「やみつきいなり」を旧マックスバリュ東海の店舗に供給するなど、安全・安心、そしておいしいを意識した商品供給の拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、営業収益2,715億17百万円（対前期比19.9%増）、売上高2,668億49百万円（同19.2%増）、営業利益71億50百万円（同44.3%増）、経常利益69億55百万円（同42.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億37百万円（同5.5%増）となりました。

### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、新店に14億79百万円、既存店舗等に21億27百万円の投資を行いました。これらを含めた当社グループの設備投資等の総額は36億6百万円であります。これらの資金については自己資金により賄っております。

### (3) 借入の状況

借入先	借入残高（百万円）
株式会社大垣共立銀行	49
株式会社日本政策投資銀行	23
株式会社第三銀行	22
株式会社百五銀行	21

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

##### 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第55期 2016年3月1日から 2017年2月28日まで	第56期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで	第57期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで	第58期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで
営業収益 (百万円)(注)2	223,368	224,302	226,517	271,517
営業利益 (百万円)	5,426	5,254	4,956	7,150
経常利益 (百万円)	5,392	5,246	4,877	6,955
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,198	3,212	2,785	2,937
1株当たり当期純利益 (円)(注)3	179.61	180.32	156.29	108.61
総資産 (百万円)	70,353	72,374	73,787	119,857
純資産 (百万円)	45,843	48,204	49,937	70,664

##### 当社個別の財産及び損益の状況

区 分	第55期 2016年3月1日から 2017年2月28日まで	第56期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで	第57期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで	第58期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで
営業収益 (百万円)(注)2	220,217	220,450	221,697	265,900
営業利益 (百万円)	5,935	5,813	5,480	7,403
経常利益 (百万円)	5,906	5,806	5,395	7,260
当期純利益 (百万円)	2,466	2,977	2,606	2,258
1株当たり当期純利益 (円)(注)3	138.49	167.11	146.27	83.48
総資産 (百万円)	69,428	71,357	72,812	117,146
純資産 (百万円)	45,886	48,207	50,003	70,678

(注)1. 2019年9月1日付でマックスバリュ中部株式会社と経営統合を行っており、第58期における財産及び損益は大幅に変動しております。

2. 従来、「施設利用料収入」(仕入取引先から当社物流センターへ納品される商品の店舗への配送業務に対して仕入先から受け取る収入)から配送業務の委託先に対する手数料を控除した金額を「その他の営業収入」とし、「売上高」と共に「営業収益」の内訳項目として表示しておりましたが、「売上総利益」の実態をより適切に表すため、第58期から「売上原価」に含めて表示しております。そのため、第55期から第57期の「営業収益」についても同様の組替を行っております。

3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式)により算出しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を24,861千株(議決権比率69.91%)保有いたしております。当社は親会社であるイオン株式会社を中心とするイオングループのスーパーマーケット事業における東海地区の中核企業であります。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
デリカ食品株式会社	20百万円	100.00%	寿司・米飯・惣菜等の製造
イオンマックスバリュ (広州) 商業有限公司	250百万人民币	80.80%	食品スーパーマーケットの 経営
イオンマックスバリュ (江蘇) 商業有限公司	200百万人民币	88.00%	食品スーパーマーケットの 経営

### ③ 親会社との取引に関する事項

#### イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

計算書類の個別注記表「8. 関連当事者との取引に関する注記」に記載しました親会社との資金の寄託運用取引では、適時に資金繰計画を作成、更新する中での余剰資金について安全性が比較的高い金融商品と当該取引を比較し、より高い運用益や流動性を確保できると当社が判断した場合に同取引を行っています。

#### ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引高及び運用益については適時に取締役会に報告されております。同取引は運用リスクが比較的に低いとされる金融機関の定期性預金等と比較して高い運用益を得ることができるとともに、流動性においても遜色はないことから、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見とは異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、各々の地域における食生活をより豊かにすることを使命とし、一つひとつの店舗が地域との共生に努めながら、持続的な成長を目指しております。高度情報化社会の進展やライフスタイルの多様化など、店舗を取り巻く環境がいつその速度をもって変化する中、店舗はお客さまや地域とのコミュニティの場としてより重要な役割を担うものと思われま。このような環境下において、お客さまや地域社会からのゆるぎない信頼の確立と共存共栄を図るべく以下の重点施策に取り組んでまいります。

### ①国内スーパーマーケット事業

- ・ 4事業部制による地域密着経営の更なる深耕
- ・ 重点エリアへの新規出店と新たな店舗フォーマットの確立
- ・ 地域商品の開発及び導入推進
- ・ お客さまニーズの変化や多様化するライフスタイルに応じた商品政策の推進
- ・ 成長を支える人材育成
- ・ お客さま視点に基づく接客及びサービスレベルの向上
- ・ 経営統合によるシナジー創出
- ・ 業務の効率化に向けた構造改革の推進

### ②中国スーパーマーケット事業

- ・ お客さま本位の店舗運営推進及びサービスレベルの向上
- ・ 消費動向の変化に対応した商品政策の推進
- ・ 収益力の改善

### ③デリカ食品事業

- ・ 新規商品開発と供給拡大に向けた体制の構築

これらの施策の着実な実行により、経営環境変化への対応を図るとともに、収益体質の改善と企業価値の向上に努めてまいります。

## (7) 主要な事業内容（2020年2月29日現在）

当社グループの事業は、一般消費者を対象とする食料品を中心とした生活必需品の小売販売を主要業務とし、その他これに付随する業務として、店舗等の不動産賃貸業務等を営んでおります。

(8) 主要な営業所 (2020年2月29日現在)

- ① 本社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1  
② 店舗

	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	マックスバリュ グランド	キミサワ	グラッテ	ザ・コンボ	ミセス スマート	合計
静岡県計	64店舗	29店舗	-	4店舗	2店舗	1店舗	-	100店舗
愛知県計	40店舗 (35店舗)	6店舗 (6店舗)	2店舗 (2店舗)	-	-	-	-	48店舗 (43店舗)
三重県計	44店舗 (43店舗)	-	-	-	-	-	2店舗 (2店舗)	46店舗 (45店舗)
神奈川県計	8店舗	7店舗	-	-	-	1店舗	-	16店舗
岐阜県計	8店舗 (8店舗)	-	-	-	-	-	-	8店舗 (8店舗)
滋賀県計	6店舗 (5店舗)	-	-	-	-	-	-	6店舗 (5店舗)
山梨県計	1店舗	-	-	-	-	-	-	1店舗
合計	171店舗 (91店舗)	42店舗 (6店舗)	2店舗 (2店舗)	4店舗	2店舗	4店舗	2店舗 (2店舗)	225店舗 (101店舗)

- (注) 1. 上記以外にミスタードーナツのフランチャイズ店舗が24店舗あります。  
2. 2019年9月1日付のマックスバリュ中部株式会社との経営統合に伴い増加した店舗につきましては、括弧内に店舗数を内書きしております。  
3. 2019年7月1日付にて当社が運営していたザ・ビッグ業態35店舗をイオンビッグ株式会社に吸収分割しております。  
4. 当期新設店舗  
2019年4月 マックスバリュエクスプレス富士今泉店 (静岡県富士市)  
2019年6月 マックスバリュエクスプレス富士御幸町店 (静岡県富士市)  
2019年11月 マックスバリュ四日市泊店 (三重県四日市市)  
2019年11月 マックスバリュ大津京店 (滋賀県大津市)  
2019年12月 マックスバリュウエルディ長泉店 (静岡県駿東郡長泉町)  
5. 当期閉店店舗  
2019年9月 マックスバリュ湯河原店 (神奈川県足柄下郡湯河原町) スクラップ・アンド・ビルドのための閉店  
2019年10月 マックスバリュ采女店 (三重県四日市市)  
2020年1月 マックスバリュエクスプレス横浜和田町店 (横浜市保土ヶ谷区)

③ 流通センター

長泉流通センター (静岡県駿東郡長泉町)

(注) 上記のほか、水産一次加工所、長泉デリカ工場、北勢プロセスセンター、福船プロセスセンターがあります。

#### ④ 子会社

会社名	主要拠点	
デリカ食品株式会社	本社	三重県松阪市大口町185番地の1
	工場	1箇所
イオンマックスバリュ (広州)商業有限公司	本社	中華人民共和国広東省広州市天河区
	店舗 (中国)	1店舗
イオンマックスバリュ (江蘇)商業有限公司	本社	中華人民共和国江蘇省蘇州市高新区
	店舗 (中国)	2店舗

### (9) 従業員の状況 (2020年2月29日現在)

#### ①当社グループの従業員の状況

従業員数 (前連結会計年度末比)	前連結会計年度末
2,726名 (1,024名増)	1,702名

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員23名を含み、派遣出向社員390名、労働組合専従者9名及びパートタイマーは含まれておりません。
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、8,577名(前連結会計年度末比1,634名増)であります。(ただし、主として1日労働時間8時間換算で算出)
3. 2019年9月のマックスバリュ中部株式会社との経営統合により、従業員数及びパートタイマーの期中平均雇用人員数が著しく増加しております。
4. 当社グループは、報告セグメント(スーパーマーケット事業及びその付随業務)が単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### ②当社個別の従業員の状況

区分	従業員数 (前期末比)	平均年齢	平均勤続年数
男子	1,845名 (621名増)	44歳11ヵ月	6年9ヵ月
女子	491名 (269名増)	36歳0ヵ月	3年11ヵ月
合計または平均	2,336名 (890名増)	43歳2ヵ月	6年2ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員21名を含み、派遣出向社員404名(内14名は連結子会社出向)、労働組合専従者9名及びパートタイマーは含まれておりません。
2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、8,257名(前事業年度末比1,573名増)であります。(ただし1日労働時間8時間換算で算出)

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年9月1日に、愛知県・岐阜県・三重県・滋賀県にてスーパーマーケットを展開するマックスバリュ中部株式会社と合併いたしました。この合併により同社の連結子会社であるデリカ食品株式会社（寿司・米飯・惣菜等の製造）及びイオンマックスバリュ（江蘇）商業有限公司（中国江蘇省 スーパーマーケット事業）が当社の連結子会社になりました。なお、当該合併は当社グループの報告セグメントに影響を与えません。

また2019年7月1日に、経営資源をスーパーマーケット業態に集中することによる経営効率の最適化を目的として、ディスカウントストア業態の35店舗に有する資産及び負債、並びにこれに付随する契約上の地位その他権利義務をイオン株式会社の完全子会社であるイオンビッグ株式会社に承継しております。

当該合併及び吸収分割に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表「12. その他の注記（共通支配下の取引）及び（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年2月29日現在）

### (1) 発行可能株式総数 140,000,000株

(注) 当社は2019年5月24日開催の第57期定時株主総会決議に基づく定款の一部変更により、2019年9月1日付で発行可能株式総数を40,000,000株から140,000,000株に変更しております。

### (2) 発行済株式の総数 36,473,848株（自己株式163,989株を含む。）

(注) 2019年9月1日付のマックスバリュ中部株式会社との合併により、発行済株式の総数が18,590,548株増加し、36,473,848株となっております。

### (3) 株主数 40,173名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イオン株式会社	24,861千株	68.47%
マックスバリュ東海従業員持株会	555	1.53
株式会社百五銀行	390	1.08
株式会社第三銀行	372	1.03
三菱食品株式会社	360	0.99
株式会社ウメモト	286	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	227	0.63
竹内 晶子	191	0.53
加藤産業株式会社	182	0.50
サントリー酒類株式会社	118	0.32

(注) 1. 当社は自己株式163,989株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条に基づき、以下のとおり市場買付にて自己株式を取得いたしました。

2019年10月16日開催の当社取締役会決議に基づく自己株式の取得

ア. 取得期間 2019年10月17日から2020年2月19日まで

イ. 取得した株式の総数 100,000株（発行済株式の総数（自己株式を除く）に対する割合0.28%）

ウ. 株式の取得価額の総額 228,255,300円

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況 (2020年2月29日現在)

##### ① 当社取締役に対し交付した新株予約権の概要

発行回数 (発行日)	新株予約 権の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 目的たる株式 の種類及び数	対象者	新株予約権の 行使時の払込額	新株予約権を行使す ることができる期間
第3回新株予約権 (2010年5月6日発行)	104個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,400株	当社取締役9名	1株当たり 1円	2010年6月7日から 2025年6月6日まで
第4回新株予約権 (2011年5月2日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役10名	1株当たり 1円	2011年6月2日から 2026年6月1日まで
第5回新株予約権 (2012年5月1日発行)	200個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 20,000株	当社取締役10名	1株当たり 1円	2012年6月1日から 2027年5月31日まで
第6回新株予約権 (2013年5月1日発行)	101個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 10,100株	当社取締役10名	1株当たり 1円	2013年6月1日から 2028年5月31日まで
第7回新株予約権 (2014年5月1日発行)	99個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,900株	当社取締役9名	1株当たり 1円	2014年6月1日から 2029年5月31日まで
第8回新株予約権 (2015年5月1日発行)	93個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,300株	当社取締役9名	1株当たり 1円	2015年6月1日から 2030年5月31日まで
第9回新株予約権 (2016年5月2日発行)	138個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 13,800株	当社取締役9名	1株当たり 1円	2016年6月2日から 2031年6月2日まで
第10回新株予約権 (2017年5月1日発行)	125個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 12,500株	当社取締役8名	1株当たり 1円	2017年6月1日から 2032年5月31日まで
第11回新株予約権 (2018年5月1日発行)	117個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 11,700株	当社取締役8名	1株当たり 1円	2018年6月1日から 2033年5月31日まで
第12回新株予約権 (2019年5月7日発行)	95個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 9,500株	当社取締役8名	1株当たり 1円	2019年6月7日から 2034年6月6日まで
第19回新株予約権 (2019年9月1日発行)	24個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 1,416株	当社取締役1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2029年6月9日まで
第20回新株予約権 (2019年9月1日発行)	24個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 1,416株	当社取締役1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2030年6月9日まで
第21回新株予約権 (2019年9月1日発行)	71個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 4,189株	当社取締役2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2031年6月9日まで
第22回新株予約権 (2019年9月1日発行)	71個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 4,189株	当社取締役2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2032年6月9日まで
第23回新株予約権 (2019年9月1日発行)	36個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 2,124株	当社取締役2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2033年6月9日まで
第24回新株予約権 (2019年9月1日発行)	71個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 4,189株	当社取締役2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2034年6月9日まで

- (注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権はありません。
2. 第19回から第24回までの新株予約権は、2019年9月1日付のマックスバリュ中部株式会社との合併に際し、同社が発行していた第7回から第12回までの新株予約権を保有する新株予約権者に対し、同社の新株予約権に代えて、合併の効力発生直前の時における当該新株予約権の残存数と同等の当社の新株予約権をそれぞれ交付し、割当てたものであります。また、割当てた新株予約権1個あたりの株式数は59株であります。
3. 上記新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。
- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
  - ・新株予約権については、その数の全部につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## ② 当事業年度末に当社取締役が保有する新株予約権の状況

発行回次	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
第11回新株予約権	27個	2,700株	2名
第12回新株予約権	45個	4,500株	3名
第19回新株予約権	24個	1,416株	1名
第20回新株予約権	24個	1,416株	1名
第21回新株予約権	71個	4,189株	2名
第22回新株予約権	71個	4,189株	2名
第23回新株予約権	36個	2,124株	2名
第24回新株予約権	71個	4,189株	2名

## (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

## ① 当社使用人等に対し交付した新株予約権の概要

発行回数 (発行日)	新株予約 権の 数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 目的たる株式 の種類及び数	対象者	新株予約権の 行使時の払込額	新株予約権を行使す ることができる期間
第13回新株予約権 (2019年9月1日発行)	8個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 472株	当社使用人1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2023年4月30日まで
第14回新株予約権 (2019年9月1日発行)	25個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 1,475株	当社使用人1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2024年4月30日まで
第15回新株予約権 (2019年9月1日発行)	25個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 1,475株	当社使用人1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2025年4月30日まで
第16回新株予約権 (2019年9月1日発行)	23個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 1,357株	当社使用人1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2026年4月30日まで
第17回新株予約権 (2019年9月1日発行)	23個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 1,357株	当社使用人1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2027年4月30日まで
第18回新株予約権 (2019年9月1日発行)	12個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 708株	当社使用人1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2028年6月9日まで
第19回新株予約権 (2019年9月1日発行)	12個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 708株	当社使用人1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2029年6月9日まで
第20回新株予約権 (2019年9月1日発行)	39個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 2,301株	当社使用人2名 当社子会社役員1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2030年6月9日まで
第21回新株予約権 (2019年9月1日発行)	53個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 3,127株	当社使用人2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2031年6月9日まで
第22回新株予約権 (2019年9月1日発行)	76個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 4,484株	当社使用人2名 当社子会社役員1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2032年6月9日まで
第23回新株予約権 (2019年9月1日発行)	39個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 2,301株	当社使用人2名 当社子会社役員1名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2033年6月9日まで
第24回新株予約権 (2019年9月1日発行)	53個	新株予約権と引換えに 払込は要しない	普通株式 3,127株	当社使用人2名	1株当たり 1円	2019年9月1日から 2034年6月9日まで

(注) 1. 上記新株予約権は、2019年9月1日付のマックスバリュ中部株式会社との合併に際し、当社が発行していた第1回から第12回までの新株予約権を保有する同社の新株予約権者に対し、同社の新株予約権に代えて、合併の効力発生直前の時における当該新株予約権の残存数と同等の当社の新株予約権をそれぞれ交付し、割当てたものであります。また、割当てた新株予約権1個あたりの株式数は59株であります。なお、上記新株予約権の対象者である使用人等はいずれもマックスバリュ中部株式会社の新株予約権発行時に当該新株予約権の割当を受けた同社の取締役であります。

2. 上記新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- ・当社とマックスバリュ中部株式会社との間における2019年4月10日付の合併契約の締結時点で、すでにマックスバリュ中部株式会社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者は、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・当社とマックスバリュ中部株式会社との間における2019年4月10日付の合併契約締結後、合併契約に定める効力発生日の前日までにマックスバリュ中部株式会社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者は、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全部につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 当事業年度末に当社使用人等が保有する新株予約権の状況

発行回次	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
第13回新株予約権	8個	472株	1名
第14回新株予約権	25個	1,475株	1名
第15回新株予約権	25個	1,475株	1名
第16回新株予約権	23個	1,357株	1名
第17回新株予約権	23個	1,357株	1名
第18回新株予約権	12個	708株	1名
第19回新株予約権	12個	708株	1名
第20回新株予約権	39個	2,301株	3名
第21回新株予約権	53個	3,127株	2名
第22回新株予約権	76個	4,484株	3名
第23回新株予約権	39個	2,301株	3名
第24回新株予約権	53個	3,127株	2名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年2月29日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	鈴木 芳 知		
代表取締役社長 兼 社長執行役員	神 尾 啓 治		
取 締 役 兼 常務執行役員	山 田 憲 一 郎	営業本部長	
取 締 役 兼 執行役員	近 藤 健 司	人事総務本部長	
取 締 役 兼 執行役員	作 道 政 昭	商品本部長	
取 締 役 兼 執行役員	高 橋 誠	経営管理本部長	
取 締 役	中 西 安 廣		株式会社あみやき亭 社外取締役
取 締 役	立 石 雅 世		弁護士
取 締 役	矢 部 謙 介		中京大学教授
常 勤 監 査 役	太 田 年 和		マックスバリュ東北株式会社 非常勤監査役
監 査 役	小 坂 田 成 宏		弁護士
監 査 役	居 城 泰 彦		イオン株式会社 SM事業担当 マックスバリュ東北株式会社 非常勤監査役 マックスバリュ南東北株式会社 非常勤監査役
監 査 役	福 井 恵 子		株式会社光洋 常勤監査役

- (注) 1. 取締役中西安廣氏、立石雅世氏、矢部謙介氏は、社外取締役であります。なお、当社は中西安廣氏、立石雅世氏、矢部謙介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役太田年和氏、小坂田成宏氏、福井恵子氏は、社外監査役であります。なお、当社は小坂田成宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役中西安廣氏が兼職している株式会社あみやき亭と当社との間には、特別の関係はありません。
4. 監査役太田年和氏が兼職しているマックスバリュ東北株式会社、監査役居城泰彦氏が兼職しているマックスバリュ東北株式会社及びマックスバリュ南東北株式会社、監査役福井恵子氏が兼職している株式会社光洋は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 2019年5月24日開催の第57期定時株主総会において、鈴木芳知氏、作道政昭氏及び矢部謙介氏が取締役に、太田年和氏が監査役に選任され、2019年9月1日付でそれぞれ就任いたしました。
  - ② 2019年5月24日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって、監査役南館忠夫氏は監査役を辞任により退任いたしました。

③ 2019年5月24日開催の第57期定時株主総会終結後、同日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
神尾啓治	代表取締役社長	代表取締役社長兼社長執行役員
山田憲一郎	常務取締役商品統括本部長	取締役兼常務執行役員商品統括本部長
近藤健司	取締役人事総務本部長兼人事部長	取締役兼執行役員人事総務本部長兼人事部長
高橋誠	取締役経営管理本部長	取締役兼執行役員経営管理本部長

④ 2019年8月31日付で、監査役橋本幸一氏は監査役を辞任により退任いたしました。

⑤ 2019年9月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
鈴木芳知	-	代表取締役会長
山田憲一郎	取締役兼常務執行役員商品統括本部長	取締役兼常務執行役員営業本部長
近藤健司	取締役兼執行役員人事総務本部長兼人事部長	取締役兼執行役員人事総務本部長
作道政昭	-	取締役兼執行役員商品本部長

⑥ 2019年9月1日開催の監査役会において、監査役太田年和氏は常勤監査役に選定され就任いたしました。

6. 当社は、社外取締役中西安廣氏、立石雅世氏、矢部謙介氏、社外監査役小坂田成宏氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に限定する契約をそれぞれ締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

7. 当社は、2019年5月24日付で執行役員制度を導入しております。取締役兼務以外の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	久保田 義彦	第四事業部長
執行役員	遠藤 真由美	ダイバーシティ推進室長兼デリカ商品統括部長
執行役員	水越 昭	店舗開発本部長
執行役員	東 卓也	営業サポート本部長
執行役員	藤本 友也	第一事業部長
執行役員	白塚 康浩	生鮮商品統括部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

### ① 当社の役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等については社内規程に基づき、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社業績、経営内容等を考慮し取締役の報酬は取締役会の決議で、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役13名 146百万円 (うち社外取締役3名 9百万円)

監査役5名 19百万円 (うち社外監査役4名 18百万円 員数には無報酬である1名は含めておりません。)

(注) 報酬等の総額には、第58期に係る役員業績報酬支給見込額及びストックオプションとして付与する新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役 中西安廣	当事業年度中に開催された取締役会19回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に事業戦略に精通した見地から適宜助言・発言を行っております。
取締役 立石雅世	当事業年度中に開催された取締役会19回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から適宜助言・発言を行っております。
取締役 矢部謙介	2019年9月1日就任以降に開催された取締役会10回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に経営戦略に精通した見地から適宜助言・発言を行っております。
常勤監査役 橋本幸一	2019年8月31日に退任するまでに開催された取締役会9回中すべてに、監査役会9回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の役員としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 太田年和	2019年9月1日就任以降に開催された取締役会10回中すべてに、監査役会7回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の役員としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 小坂田成宏	当事業年度中に開催された取締役会19回中すべてに、監査役会16回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 福井恵子	2019年5月24日就任以降に開催された取締役会15回中すべてに、監査役会12回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の実務及び監査役としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 当社の親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社から受けた役員報酬等の総額  
14百万円

④ 社外取締役の役割・責務・有効活用

当社は持続的な成長と中長期的な価値向上に寄与するよう、地域に根ざした事業経営経験者、法務、会計等の高い知見を有する者を独立社外取締役として2名以上の選任を行います。また、当社は独立社外取締役に対し議案の事前説明機会の確保を図るとともに、取締役会とは別に取締役との面談の機会を設け、情報共有を図ります。

(4) 取締役研修会の実施

取締役がその責務を遂行できるようにするため、新任時には法務、財務、コンプライアンス等に関する基礎的な知識を習得するとともに、法改正・環境の変化に対応するため、定期的に取締役研修会を実施しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る監査報酬等の額	84百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査報酬等の額には合計金額を記載しております。

(注2) イオンマックスバリュ（広州）商業有限公司は、当社の会計監査人が加盟しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドの中国のメンバーファームの監査を受けております。  
また、イオンマックスバリュ（江蘇）商業有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容

当社は2020年2月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、次のとおり決議をしております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社に属する関係会社（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

### (1) 取締役・執行役員その他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの「企業理念」、「行動指針」及びイオングループとして共有する「イオン行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る事項を、取締役・執行役員その他使用人が法令・定款及び社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- ② 社会的責任を遵守した行動の徹底を図るため、コンプライアンス部門を所管するコンプライアンス担当執行役員を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、同部門を中心として定期的な教育研修を行い、コンプライアンスの知識を高めコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。同時に、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、役員の関与が認められるコンプライアンス上の問題等を付議し、その審議結果を取締役会・監査役会に報告する体制を敷く。また、各業務担当執行役員は、担当業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制を構築するとともに、執行役員その他使用人においても直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、内部公益通報保護規程に基づきその運用を行う。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。また、その監査結果については、内部監査部門より定期的に執行役員会・取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑤ 監査役は、当社グループの法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を、関連資料とともに保存する。
  - ア. 株主総会議事録
  - イ. 取締役会・執行役員会議事録
  - ウ. 代表取締役社長の特命により設置した委員会等議事録
  - エ. 取締役を最終決裁権者とする決裁伺い書・契約書
  - オ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
  - カ. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
  - キ. その他「文書管理規程」に定める文書
- ② 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 上記の文書の保存の期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」に基づき、組織横断的リスク状況の把握並びに全社的対応は総務部が行い、各業務部門のリスクについてはそれぞれ管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- ③ 内部監査部門は各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に執行役員会・取締役会及び監査役会に報告するものとする。また当監査結果に基づき、執行役員会・取締役会において改善策を審議・決定する。

## (4) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告を確保するための全社の方針手続きを定め、また定期的見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行うものとする。
- ② 財務報告の誤謬、虚偽記載に対してリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行うものとする。
- ③ 財務報告の適正性を確保するためのIT環境を適正に整備し、運用を行うものとする。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための取締役会、監査役、各組織、各従業員の役割を適正に整備し、運用を行うものとする。

**(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社では、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、執行役員会を原則週1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、決定する。また取締役会については月1回定時に開催し、執行役員会において協議した重要な議題、経営の執行方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。
- ③ 執行役員会・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する執行役員は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善整備する。

**(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、親会社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、親会社の役職員と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
- ③ 当社は関係会社管理部門を設置し、「関係会社管理規程」に基づき管理する体制とする。また、海外を含む子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社は、子会社に対し当社内部監査部門による定期的監査を行う。
- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本社所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。そのため、当社並びに子会社の役員及び従業員が直接通報を行うことのできる当社及びイオングループの内部通報制度を設け運用する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役は総務部所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた前項スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査部門等からの指揮命令は受けない。

- ③ 同スタッフの適切な業務の遂行のため、人事考課・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

#### (8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役・執行役員その他使用人が監査役に報告するための体制

- ア. 毎月の経営状況として重要な事項
- イ. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- エ. 重大な法令・定款違反
- オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容
- カ. その他コンプライアンス上の重要な事項

執行役員その他使用人は前項イ.及びエ.に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

#### (9) 前号の報告をした者が該当報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知徹底する。

#### (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し、前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査役職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

#### (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長並びに執行役員を兼務する取締役、監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。
- ② 前項に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役・執行役員その他使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ③ 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受入れる機会を保障する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の主な運用状況

### (1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ① 「企業理念」「行動指針」の周知徹底のため、階層別のイオン行動規範研修を実施し、コンプライアンス遵守の啓発を行っております。
- ② 「コンプライアンス統括委員会」を毎月1回定期開催し、事件・事故のモニタリング、再発防止策の検討、品質管理事故報告、労働環境管理状況報告、年間のコンプライアンスに関わる活動内容を定めたコンプライアンスプログラムの決定と進捗評価等を行っております。
- ③ 店舗・本部におきまして「コンプライアンス委員会」を毎月開催しております。
- ④ 社内の相談窓口として「コンプライアンスほっとライン」、イオングループ全体の相談窓口として「イオン行動規範110番」を設け、従業員からの様々な相談をメール・電話・FAXで受け付ける体制を整備・運用しております。また、相談内容はコンプライアンス統括委員会にて報告する運用を確立しております。

### (2) 情報の保存及び管理に対する取組みの状況

株主総会、取締役会議事録及び執行役員会議事録等の重要文書については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ① イオングループ全社的なリスク対応として、イオングループ総合防災訓練に年2回参加しております。
- ② 店舗における様々なリスクへの対応状況を確認するため、監査部門が実施する店舗業務監査を年間を通して実施しており、本年度は延べ223店舗実施しております。実施した結果の報告につきましては、定期的に執行役員会及びコンプライアンス統括委員会にて報告しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み状況

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を定時12回、臨時7回開催しております。  
また、上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- ② 執行役員会規程に基づき、執行役員会を本年度は47回開催しております。
- ③ 重要な業務執行等の意思決定等については、稟議決裁にて職務分掌・職務責任権限規程に基づく決裁者に決裁を受ける体制を構築しております。
- ④ 職務分掌・職務責任権限規程については適時に改定を行い適正な体制の整備・運用を行っております。
- ⑤ 執行役員制を採用し、取締役との機能分担を明確にした上で、経営の意思決定及び業務執行の迅速化並びに監督機能の強化を図っております。

### (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正確保のための取組み状況

- ① 当社は親会社の監査を受けるとともに、当社の監査部門は親会社の監査部門と連携し当社の監査を実施しております。
- ② 当社常勤監査役は、職務上の質疑について当社子会社の経営者から直接説明を受けるとともに、子会社店舗等を視察しております。

当社常勤監査役及び当社子会社管理関係部門は、当社子会社が実施した店舗業務監査の結果について子会社監査部門責任者から説明を受けております。また、当社監査部門は当社子会社の監査を定期的の実施しており、経営陣・監査役に報告しております。

- ③ 子会社の月次の経営成績等は定時取締役会に報告されております。
- ④ 当社子会社は当社子会社経営者、各部門責任者及び当社子会社の出資者が選定する者で構成する会議を毎月開いております。関係企業管理部門員は、同会議に直接またはテレビ会議システムを介して出席しております。

#### (6) 監査役監査の実効性の確保

監査役は当社及び子会社の役職員から必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議体への出席に加え、業務執行の意思決定に係る決裁の内容を随時確認しております。

また、経営監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行い連携しております。

### 8. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社のイオン株式会社による議決権の所有割合が50%を超えており、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特記すべき事項を定めておりません。

### 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、中長期的な成長を目指し、設備投資計画、フリー・キャッシュ・フローの状況等を勘案しつつ、経営成績を反映させた配当性向の目安を30%に置いておりますが、同時に株主の皆さまへの安定的な利益還元を図ることを経営の重要な課題として位置付けております。また配当回数につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、新店投資やM&Aなど事業規模の拡大に充てるとともに、IT関連の充実・人材の育成など事業基盤の強化のための投資にも充てていく方針であります。

(当期の剰余金の配当について)

当期の剰余金の配当については、1株当たり普通配当47円を予定しております。

### 10. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、イオングループの一員として、イオンの基本理念・行動規範に基づいた「企業理念」、「行動指針」を定め、お客さま、地域社会、お取引先、株主等、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性、リスク管理の徹底、情報の適時開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることで、持続的な企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。  
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	(51,164)	流動負債	(40,058)
現金及び預金	15,016	買掛金	26,694
売掛金	470	リース債務	248
商品	8,431	未払法人税等	1,062
貯蔵品	140	賞与引当金	1,066
未収入金	9,540	役員業績報酬引当金	51
関係会社預け金	15,507	店舗閉鎖損失引当金	45
その他	2,060	設備関係支払手形	599
貸倒引当金	△3	資産除去債務	16
固定資産	(68,693)	1年内返済予定の長期借入金	117
有形固定資産	<54,201>	その他	10,156
建物及び構築物	25,515	固定負債	(9,134)
機械装置及び運搬具	182	リース債務	1,961
器具備品	4,569	商品券回収損失引当金	2
土地	22,422	役員退職慰労引当金	8
リース資産	1,401	退職給付に係る負債	504
建設仮勘定	109	長期預り保証金	3,497
無形固定資産	<501>	資産除去債務	2,770
のれん	274	その他	389
その他	227	負債合計	49,192
投資その他の資産	<13,990>	純資産の部	
投資有価証券	421	株主資本	(71,102)
長期貸付金	21	資本本金	<2,267>
長期前払費用	988	資本剰余金	<22,055>
繰延税金資産	4,477	利益剰余金	<47,099>
差入保証金	7,945	自己株式	<△320>
その他	225	その他の包括利益累計額	(△598)
貸倒引当金	△88	その他有価証券評価差額金	<△21>
資産合計	119,857	為替換算調整勘定	<105>
		退職給付に係る調整累計額	<△681>
		新株予約権	(119)
		非支配株主持分	(41)
		純資産合計	70,664
		負債・純資産合計	119,857

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 連結損益計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		266,849
売上高		266,849
その他営業収益		4,667
営業収益合計		271,517
売上原価		195,810
売上総利益		71,039
営業総利益		75,706
販売費及び一般管理費		68,555
営業利益		7,150
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	4	
受取保険金	13	
受取違約金	14	
雑収益	47	139
営業外費用		
支払利息	213	
支払差償	53	
支払補償	36	
経常損失	31	334
経常利益		6,955
特別利益		
受取補償	94	
受取解約金	56	150
特別損失		
固定資産売却損失	17	
減損損失	1,672	
店舗閉鎖損失	34	
事業再編費	236	
その他	19	1,981
税金等調整前当期純利益		5,125
法人税、住民税及び事業税	1,596	
法人税等調整額	786	2,382
当期純利益		2,742
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△194
親会社株主に帰属する当期純利益		2,937

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,267	3,016	44,658	△70	49,872
会計方針の変更による累積的影響額			△327		△327
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,267	3,016	44,330	△70	49,544
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△837		△837
親会社株主に帰属する当期純利益			2,937		2,937
自 己 株 式 の 取 得				△264	△264
自 己 株 式 の 処 分		7		14	21
連結子会社の増資減による持分の増減		△62			△62
合 併 に よ る 増 加		19,094	668		19,762
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	19,038	2,768	△250	21,557
当 期 末 残 高	2,267	22,055	47,099	△320	71,102

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当 期 首 残 高	-	67	△199		△132	45	152	49,937
会計方針の変更による累積的影響額							△86	△413
会計方針の変更を反映した当期首残高	-	67	△199		△132	45	66	49,523
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△837
親会社株主に帰属する当期純利益								2,937
自 己 株 式 の 取 得								△264
自 己 株 式 の 処 分								21
連結子会社の増資減による持分の増減								△62
合 併 に よ る 増 加								19,762
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△21	37	△482		△465	74	△24	△416
当 期 変 動 額 合 計	△21	37	△482		△465	74	△24	21,140
当 期 末 残 高	△21	105	△681		△598	119	41	70,664

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
流動資産			(49,106)	流動負債			(38,881)
現金及び預金			13,198	買掛金			26,193
売掛金			359	1年以内返済予定の長期借入金			117
商貯蔵品			7,874	リース債務			117
前払費用			135	未払金			3,956
未収入金			975	未払法人税等			3,154
関係会社預け金			9,450	未払消費税			1,031
1年内回収予定の関係会社長期貸付金			15,507	前受			844
その他			624	賞与引当金			1,328
貸倒引当金			983	役員業績報酬引当金			309
固定資産			△3	店舗閉鎖損失引当金			1,003
有形固定資産			(68,039)	設備関係支払手形			49
建物			<53,199>	資産除却債			26
構築物			22,466	その他			599
車両運搬具			2,372	固定負債			6
器具備品			4	リース債務			143
土地			4,422	商品券回収損失引当金			(7,585)
リース資産			22,422	長期預り保証金			1,017
建設仮勘定			1,401	資産除却債			2
無形固定資産			109	その他			3,444
のれん			<457>	負債合計			2,731
ソフトウエア			274	純資産の部			389
その他			132	株主資本			(70,581)
投資その他の資産			50	資本剰余金			<2,267>
投資有価証券			<14,383>	資本剰余金			<22,848>
関係会社株式			421	資本剰余金			3,382
関係会社出資金			22	その他有価証券剰余金			19,465
長期貸付金			256	利益剰余金			<45,785>
長期前払費用			21	その他利益剰余金			45,785
繰延税金資産			988	別途積立金			43,000
差入保証金			4,174	繰越利益剰余金			2,785
前払年金費用			7,898	自己株式			<△320>
その他の			464	評価・換算差額等			(△21)
貸倒引当金			225	その他有価証券評価差額金			△21
資産合計			△88	新株予約権			(119)
			117,146	純資産合計			70,678
				負債・純資産合計			117,146

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 損益計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	261,580
売上高	4,320
その他の営業収益	265,900
営業収益合計	265,900
売上原価	191,587
売上総利益	69,993
営業総利益	74,313
販売費及び一般管理費	66,910
営業利益	7,403
営業外収益	109
受取利息	42
受取配当金	4
受取約保金収入	13
受取違約金収入	14
雑収入	35
営業外費用	133
支為替	53
支雑払	36
支補償	28
経常利益	7,260
特別損失	2,648
固定資産除却損	17
減損損失	771
関係会社出資金評価損	1,605
店舗閉鎖損失	16
事業再編費用	236
税引前当期純利益	4,611
法人税、住民税及び事業税	1,565
法人税等調整額	787
当期純利益	2,258

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,267	3,382	13	3,395	41,000	3,364	44,364
当 期 変 動 額							
別 途 積 立 金 の 積 立					2,000	△2,000	-
剰 余 金 の 配 当						△837	△837
当 期 純 利 益						2,258	2,258
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			7	7			
合 併 に よ る 増 加			19,445	19,445			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	19,452	19,452	2,000	△579	1,420
当 期 末 残 高	2,267	3,382	19,465	22,848	43,000	2,785	45,785

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△70	49,958	-	-	45	50,003
当 期 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 積 立		-				-
剰 余 金 の 配 当		△837				△837
当 期 純 利 益		2,258				2,258
自 己 株 式 の 取 得	△264	△264				△264
自 己 株 式 の 処 分	14	21				21
合 併 に よ る 増 加		19,445				19,445
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△21	△21	74	52
当 期 変 動 額 合 計	△250	20,622	△21	△21	74	20,675
当 期 末 残 高	△320	70,581	△21	△21	119	70,678

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年4月15日

マックスバリュ東海株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鳴原泰貴	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	家元清文	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎肇	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ東海株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年4月15日

マックスバリュ東海株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鳴原泰貴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 家元清文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉崎肇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月16日

マックスバリュ東海株式会社 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	太 田 年 和	Ⓔ
監 査 役	(社外監査役)	小 坂 田 成 宏	Ⓔ
監 査 役		居 城 泰 彦	Ⓔ
監 査 役	(社外監査役)	福 井 恵 子	Ⓔ

以 上



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

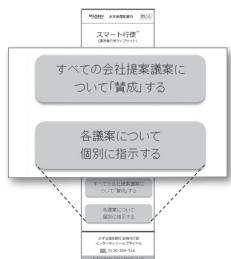
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

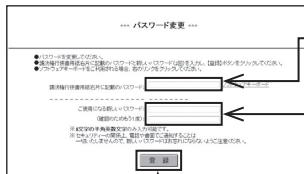
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

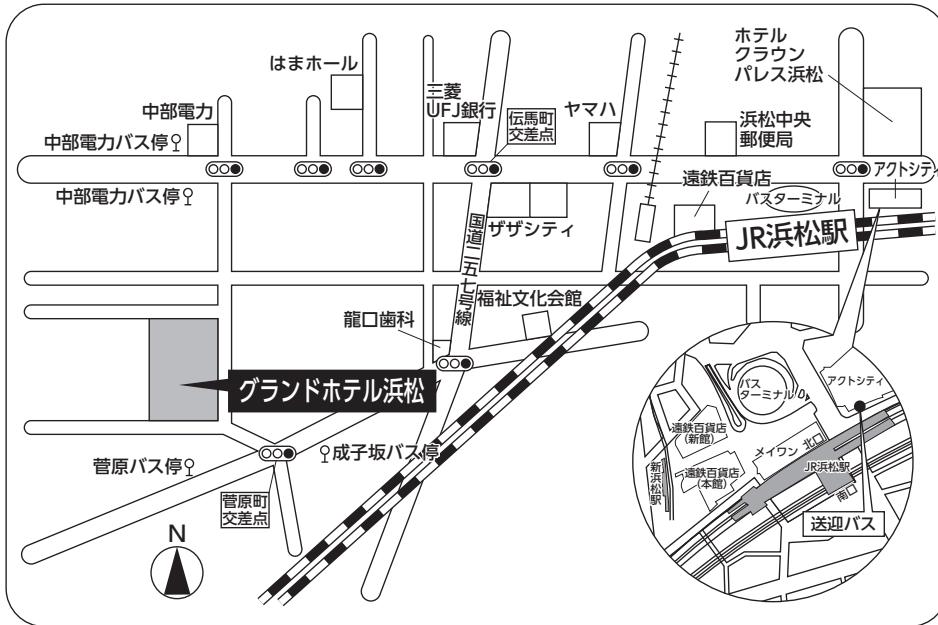
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会会場ご案内図

【会場】 静岡県浜松市中区東伊場一丁目3番1号 グランドホテル浜松 2階 鳳中の間  
 【TEL】 053-452-2112

※昨年の総会会場から変更しておりますのでご注意ください。



### <交通機関>

・JR浜松駅よりバスターミナル ③のりば 9 鴨江・医療センター行 9-22 鴨江・大平台一丁目行  
 ……………中部電力バス下車  
 ⑤のりば 20 宇布見・山崎行……………成子坂バス下車

・タクシーの場合 JR浜松駅より約5分

<送迎バス>当日は、JR浜松駅(アクトシティ南バス乗り場)より送迎バスを運行(9:20発・9:40発)いたします  
 にご利用ください。

※交通状況により多少の遅れが生じる場合があること、ご了承ください。

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

※体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。

### <新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルス等の感染予防のため、書面またはインターネットによる議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

ご出席の株主さまは、ご自身の体調を確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、ご出席の皆さまには会場内でマスク着用等をお願い申し上げます。本株主総会における感染防止への対応については、下記ウェブサイトに掲載いたします。今後の状況により内容を随時更新いたしますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

<https://www.mv-tokai.co.jp>